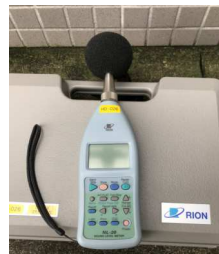


# 消防法が義務づけた 消防用設備等の定期点検・報告



点検をする消防設備士と試験器具等（消防法等）

県知事設立認可  
官公需適格組合（中小企業庁認定）

**静岡県消防設備保守点検業協同組合**

<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月



# 消防用設備等・防火設備の

## 定期点検(検査含む)・報告業務は 保守点検業者が実施しています!

官公需適格組合(中小企業庁認定)  
静岡県消防設備保守点検業協同組合(県知事設立認可)

組合員

このリーフレットは、法律(消防法等)などが防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)に義務づける「保守点検及び消防機関等への報告」の点検委託から報告までの手順等を示したものです。

① 保守点検業務は、**防火対象物の関係者**が消防用設備等保守点検業務委託契約に基づき委託した「保守点検業者」が行います。また、防火設備と一括発注する場合は当組合のような一括発注に対応できる保守点検業者(以下同じ)が行います。

② 業務を受託した**保守点検業者**は、再委託原則禁止の契約条項等を遵守し、適正な試験器具等を用い「消防設備士又は消防設備点検資格者(以下「消防設備士等」という)」若しくは防火設備検査員等を各種業務に従事(配置)させ保守点検(検査を含む)・報告業務を実施します。 ※1・2

③ 保守点検等の完了後、防火対象物の関係者は保守点検業者から提出された点検結果報告書等を**消防機関等**に持参(事業者代行等を含む)により定期報告します。

(注)政令で定める防火対象物 …… 有資格者点検が必要とされる防火対象物

- 1 延面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物(不特定多数の人が利用, 政令で定める)
  - 2 延面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の非特定防火対象物かつ消防長・消防署長が指定
  - 3 屋内階段(避難経路)が一つの特定防火対象物
- ※ 当組合では上記以外の防火対象物についても有資格者点検を推奨しています

### 点検・報告義務のある消防用設備等(※1)

【点検】 機器点検と総合点検を行います

〔 機器点検 : 6か月に1回 〕  
〔 総合点検 : 1年に1回 〕

【報告】 報告周期は防火対象物の種別で2パターン

〔 特定防火対象物 : 1年に1回 〕  
〔 非特定防火対象物 : 3年に1回 〕

### 検査・報告義務のある防火設備(※2)

【検査・報告】 建築基準法の検査・報告; 毎年

※1 消防法第17条の3の3は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき「防火対象物」の関係者に定期点検・報告を、また、そのうち「政令で定める防火対象物(注)」には資格者による点検を義務づけています。これらの違反には、消防法第44条又は第45条により罰則が科せられる場合があります。

※2 建築基準法第12条第3項に基づく防火設備(防火扉、防火シャッター等)の定期検査(連動感知器試験など)・報告です。当組合では消防用設備等の点検に合わせた実施(一括発注)を推奨しています。

※3 業法とは、特定の業種の規律や適正な業務の実施等(憲法で保障する営業の自由の制限含む)を定める法律(当組合の理解)。

## 防火対象物の関係者



点検委託

### 業務委託契約

① 通常は契約の中に「主要業務の一部又は全部の再委託原則禁止」規定が設けられ、発注者及び受注者双方が履行責任を負います。日常生活では、保守点検業者(株式会社等)が一般的には実質的な受託主体となります。

点検結果の報告

## 消防用設備等保守点検業者



② 保守点検業者は、所属する消防設備士等を各施設に適切に配置し適正な試験器具等を用いて保守点検を実施後、点検結果報告書等を作成し点検結果を防火対象物の関係者へ報告します。

## ③-2

点検結果報告書等を提出

## 定期報告

消防庁告示(平成26年4月)により点検結果報告書等には消防設備士等の所属(会社名)記載が必要となりました

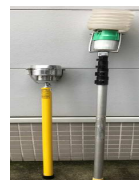
## 消防機関等



(注)乙種は点検・整備のみ

### 点検業務に必要な資格者及び試験器具等

| 設備名      | 消防設備士(国家資格)      | 点検資格者 |
|----------|------------------|-------|
| 消火設備     | 甲種・乙種1,2,3類、乙種6類 | 1種    |
| 警報設備     | 甲種・乙種4類、乙種7類     | 2種    |
| 避難設備     | 甲種・乙種5類          | 2種    |
| 実施可能業務   | 点検・整備・工事(注)      | 点検のみ  |
| 【参考】防火設備 | 防火設備検査員等         | —     |



加熱加煙試験器



騒音計



絶縁抵抗計



消火がスバルメータ

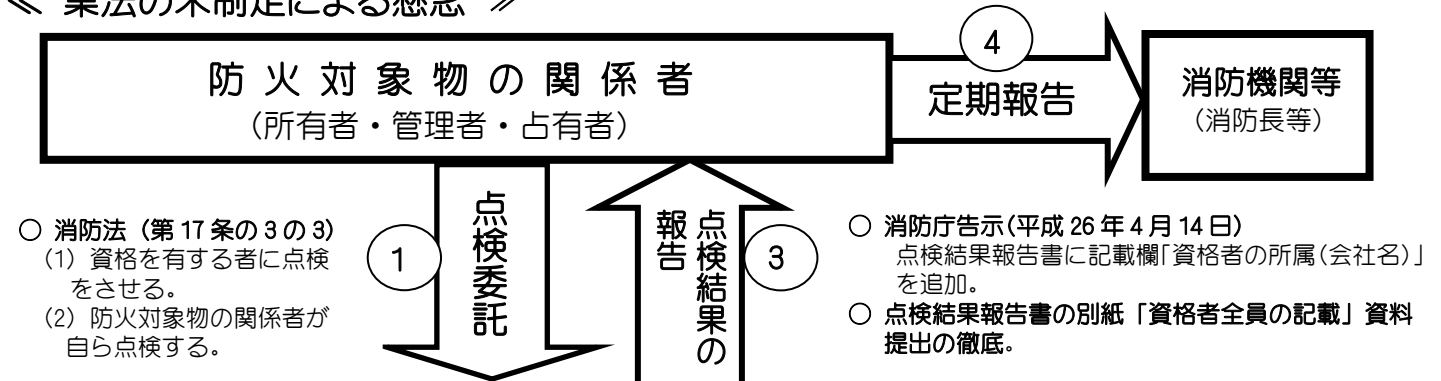
# 消防法の推進を目指して！

**消防法のルール** 消防法は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき防火対象物の関係者(建築物の所有者など)に「消防用設備等の定期点検」と「点検結果の報告」を義務づけています(※1)。また、定期点検を義務づけた防火対象物について、「(1) その用途や規模等(政令の定め)に応じて消防設備士等に点検させ、(2) (1) 以外にあっては(防火対象物の関係者) 自らが点検し」、その点検結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないと定めています。このように、消防法第17条の3の3では「消防設備士等に点検させ」等と記述されていますが、日々の日常生活では防火対象物の関係者は「保守点検業者(消防設備士等を雇用等し、かつ消防法令等が定める適正な試験器具等を有する業者)」に点検委託するのが一般的です。したがって、点検委託の実質的な受託主体は、消防設備士等の個人ではなく、保守点検業者(株式会社等)であると言えます。→左ページ「イラスト」

**業者の指導監督は？** このことは、保守点検業者で構成される消防用設備等保守点検業(仮称)が、消防法の目的の一つである火災予防を推進する上で、非常に重要な役割を業種(業界)として担うことを意味します。現行制度を見てみますと、現行法では業法(※3)が制定されていないため保守点検業者に対する規制等が無く、消防用設備等点検済表示制度が登録会員(保守点検業者等)により「各都道府県単位で自主的に実施(消防庁「平成29年版消防白書」)されており、民間の自主的な取組(消防庁通知/平成12年)」としての限界があると思われます。これに対し、他業界(浄化槽保守点検業、警備業、ビル管理業等)では、業者に対する行政庁の許認可等が法律で定められ適正な業務実施等の確保が図られています。

**業法の制定、健全な業界の確立へ** 一方、点検現場を見てみますと、資格者や試験器具等を有しない業者等(当組合では「中間的業者」と位置づけ)への点検委託(下図①)、中間的業者による再委託(下図②)、有資格者の高齢化(静岡県内では20代が2%未満との情報)、新規就業者減に伴う正規雇用資格者の確保困難の拡大・進行等により、保守点検業者の事業環境の悪化や廃業リスク等が急速に高まっています(地方で顕著)。このことは、“現場を支えるのは誰か”という“防災の原点”に立ち返れば、消防用設備等保守点検業(仮称)に係る業法の制定は危機管理上も喫緊の課題であり、立法・行政の関係機関、全国の保守点検業者をはじめ適正点検を通じて安全・安心の確保を図る多くの国民(発注者や施設利用者)の皆様に、心から理解と連携を訴えるものです。当組合といたしましても、微力ながら官公需適格組合の認定(中小企業庁)を受けた県知事設立認可の協同組合として、資格者育成など現場の人材確保に努めながら、業法の制定及び健全な業界の確立を目指した取組等を通じ消防法第1条が規定する火災予防の推進に寄与してまいります。

## ◀ 業法の未制定による懸念 ▶



私たちの生命・身体・財産を守るために消防法が義務づけた消防設備士等の資格者や消防用設備等の不具合をチェックする適正な試験器具等を有しない業者などが、受注者となる場合があります <中間的業者>

(参考) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年6月・法律第120号)；  
下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を目的とした法律。

2 再委託

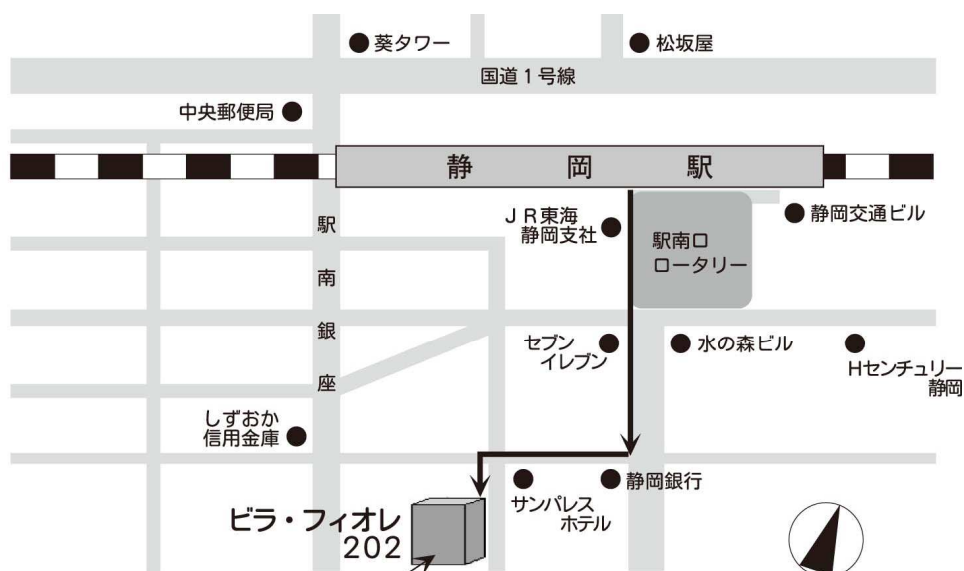
- 官公庁物件では、通常は業務委託契約の中に「主要業務の一部又は全部の再委託原則禁止」規定が設けられ、発注者及び受注者双方が履行責任を負います。
- 消防法では、点検資格者(消防設備士等)に関するルールを定めています。日常生活ではその消防設備士等を雇用等する「保守点検業者」が一般的には実質的な受託主体となります。

消防法令等を遵守し、消防設備士等の資格者や適正な試験器具等を使った保守点検を通じて、火災から生命・身体・財産を守る業者 <消防用設備等保守点検業者>

- ・ 適正点検の実施
- ・ 報告書等の作成

県知事設立認可  
官公需適格組合（中小企業庁認定）  
静岡県消防設備保守点検業協同組合

< J R 静岡駅南口から徒歩 3 分 >



**【組合事務局】** 電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092  
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>  
メール [syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp](mailto:syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp)  
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3  
〔平日；9：00～17：00（職員常駐）〕  
〔土日祝祭日は休み〕